

子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充【令和7年度税制改正で検討・決定見込み】

1. 改正のポイント

(1) 趣旨・背景

子育て世帯において、生命保険は扶養者に万が一のことがあった際のリスクへの備えとしてニーズがあり、「扶養控除等の見直し」と併せて行う子育て支援税制の一環として、令和7年度税制改正において以下の方向性で見直しが検討される。

(2) 内容

- ① 23歳未満の扶養親族がいる場合には、所得税において新契約(平成24年1月1日以後に契約した生命保険契約等)に係る一般生命保険料控除の適用限度額が、現行の4万円から6万円に引き上げられる。
ただし、一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の合計適用限度額は、現行の12万円から変更されない。
- ② 一時払いの生命保険料は、生命保険料控除の適用対象から除かれる。

(3) 適用時期

令和7年度税制改正において検討し、結論が得られる(見込み)。

(4) 実務のポイント

一般生命保険料控除、介護保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、現行の12万円から変更されないため、すでに限度額に達している者は本改正の影響額がない。

(5) 今後の注目点

- ① 令和7年度税制改正でどのように検討改正されるか。
- ② 個人住民税の適用限度額も同じように改正されるか。

2. 改正の趣旨・背景

- ・ 生命保険料控除は、長期貯蓄の奨励という意味のほか、相互扶助による生活安定の効果を持つ生命保険を優遇するという点に根拠を持つ制度である。
- ・ 人生100年時代を迎え、老後生活に向けた資産形成はもとより、医療などのニーズへの自助による備えが一層重要になっている。こうした状況下において、生命保険が持つ私的保障の役割はますます大きなものとなっている。
- ・ 特に子育て世帯においては、扶養者である親に万が一のことがあった際の遺族の生活資金の備え等としての役割が高まっている。
 - 生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族補償）について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置が講じられる（下図参照）。
- ・ 一般生命保険料控除、介護保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、実際の適用控除額の平均が、限度額を大きく下回っている（下図参照）。
 - 現行の12万円から変更されない。
- ・ 一時払いの生命保険については、既に資産を一定程度保有している者が利用していると考えられる。
 - 万が一のリスクへの備えに対する自助努力という本制度の趣旨と合致しないことから、生命保険料控除の適用対象からは除かれる。

（給与所得者数に占める保険料控除適用者数の割合※（％））

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
一般生命	74.3	74.0	74.2	73.5	73.5	69.7	69.5
介護医療	41.8	47.5	51.3	50.0	53.0	52.2	54.3
個人年金	16.7	17.1	17.9	17.8	17.6	17.0	16.9
全体	76.6	76.5	77.2	76.7	77.2	73.5	73.5

（出典：国税庁「民間給与実態統計調査」）

（一人当たりの保険料控除額※（万円））

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
一般生命	4.2	4.1	4.0	3.9	3.9	3.9	3.8
介護医療	2.8	2.9	3.0	3.0	3.1	3.1	3.1
個人年金	4.5	4.4	4.4	4.3	4.3	4.3	4.3
全体	6.5	6.7	6.8	6.7	6.7	6.8	6.8

（出典：国税庁「民間給与実態統計調査」）

※年末調整対象者のうち納税者を対象として算定

出典：金融庁企画市場局総務課保険企画室「令和6年度税制改正要望事項」より

（所得税：生命保険料控除）

3. 改正の内容

(1) 一般生命保険料控除の拡充

(1)平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等(旧契約)

区分		限度額(現行)		限度額(令和7年度改正後)
①	一般生命保険料	所得税	5万円	同左
		個人住民税	3.5万円	
②	個人年金保険料控除	所得税	5万円	
		個人住民税	3.5万円	
合計(①+②)		所得税	10万円	
		個人住民税	7万円	

(2)平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約等(新契約)

区分		限度額(現行)		限度額(令和7年度改正後)
①	一般生命保険料	所得税	4万円	所得税 { 23歳未満扶養親族あり 6万円 // 扶養親族なし 4万円
		個人住民税	2.8万円	個人住民税 2.8万円※
②	介護医療保険料控除	所得税	4万円	所得税 4万円
		個人住民税	2.8万円	個人住民税 2.8万円
③	個人年金保険料控除	所得税	4万円	所得税 4万円
		個人住民税	2.8万円	個人住民税 2.8万円
合計(①+②+③)		所得税	12万円	所得税 合計適用限度額は変更なし 12万円
		個人住民税	7万円	個人住民税 7万円

※税制改正大綱に住民税の記載はないが同様の引き上げ措置が行われるものと考えられる。

(2) 一時払いの生命保険料の取扱い

区分	取扱い(現行)	取扱い(令和7年度改正後)
一時払いの生命保険料	支払った年の生命保険料控除の対象	生命保険料控除の 対象外

4. 適用時期

令和7年度税制改正において検討し、結論が得られる（見込み）。

5. 今後の注目点

- ・ 令和7年度税制改正においてどのように改正されるか。
- ・ 生命保険料控除の対象外となる一時払い保険料に全期前納払いの保険料も含まれるか。